

審査事務規程の一部改正に関するパブリックコメントの募集結果について
－改造自動車審査要領等の一部改正－

平成23年3月31日

〈 問い合わせ先 〉

自動車検査法人

業務部業務課

TEL : 03-5363-3519

標記について、平成23年2月18日から3月21日までの間、ご意見を募集したところ、5通（項目数3件）のご意見をいただきました。

お寄せいただいたご意見とそれらに対する当法人の考え方について、以下のとおり取りまとめましたので公表いたします。なお、いただいたご意見は、適宜整理集約して掲載しております。

また、今回の意見募集では、パブリックコメントの募集対象範囲外のご意見も2件寄せられましたが、これらについては、回答は控えさせていただきますことをあらかじめご了承くださいと思います。

今回、貴重なご意見をお寄せいただいた方々には、御礼申し上げます。

□ 寄せられたご意見の概要及び自動車検査法人の考え方は次のとおりです。

ご意見の概要	自動車検査法人の考え方
改正前の通知書であって、複数台数の通知書についても管理番号等の記載及び押印をした方がよいのではないか（2件）	これまでは、複数台数に係る審査結果通知書の管理について規定がなかったところであるが、今後は、管理番号等の付与を行い適正に管理することとなる。これらについては、管理体制の整備等に要する時間も考慮し一定の周知期間が必要であると考えます。よって、12月31日までは、現行のとおり取り扱いをすることといたします。

<p>改造自動車の届出者は、改造自動車の使用者に対して自動車の点検整備の情報提供を行うこと及びリコール届出に関する責務があることを規定することについて「再考が必要」とのご意見。(1件)</p>	<p>現行制度においては、改造自動車の届出者は、改造自動車の使用者に対して自動車の点検整備の情報提供を行うこと及びリコール届出に関する責務があります。今般の改正では、届出者に上記責務があることを認識していただくべく所要の規定を盛り込んだ次第であり、特段新たに義務を課すものではありません。</p>
--	--